

## 住宅借入金等特別控除不足がある場合

**Q** : 税源移譲により、住宅借入金等特別控除が所得税から控除しきれない場合には、住民税から控除できるそうですが、どのようにすればいいのですか？

**A** : 確定申告する人としらない人で手続きが違います。

### 【解説】

住宅借入金等特別控除が所得税額から引ききれない場合には、住民税額から控除できるという取扱いが創設されていますが、確定申告をする人としらない人では、次のように手続きが違いますので、それぞれに応じた手続きが必要になります。

#### ① 確定申告をする人

所得税の確定申告をする人は、「住宅借入金等特別税額控除申告書・確定申告書を提出する納税者用」を所得税の確定申告書とともに税務署に提出します。医療費控除などの還付申告をする人でこの制度の適用を受ける人も同じ手続きをします。

#### ② 確定申告をしない人

年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受けた人で源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」に金額の記載がある人は、「住宅借入金等特別税額控除申告書・給与収入のみを有しており確定申告を提出しない納税者用」の申告書を3月15日(今年度は3月17日)までに住所所在地の市区町村へ提出しなければなりませんので忘れないようにしてください。

